

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業) 交付規程

令和3年5月14日 廃3R研第051405号
公益財団法人廃棄物・3R研究財団制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)交付要綱(令和3年4月1日付け環循規発第2104014号。以下「交付要綱」という。)及び廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業実施要領(令和3年4月1日付け環循規発第2104014号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という)によるほかこの規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、(1)民間企業等において、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理にかかる設備を導入して地元自治体と災害廃棄物受け入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等のマルチベネフィットの達成を図る事業(以下、「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」という。)を実施する代表実施者である公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)、もしくは、(2)中小企業等においてPCB使用照明器具をLED照明へ交換する事業のうち、発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減、省エネ化による温室効果ガス排出削減、地域外への資金流出防止等の政策目的を同時に達成することが確実な事業(以下「中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業」という。)を実施する共同実施者である一般財団法人栃木県環境技術協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 財団もしくは協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において財団もしくは協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の3に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

代表事業者は補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。なお、本事業の実施要領第2の事業の補助金の交付を受けた場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への申請を行うことは出来ない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、実施要領第2の事業においては、高効率化を図ることにより追加的に生じる設備整備費に係る工事費及び事務費（別表第2に定める事務費の算出方法により求められた額）の合計額が算出された交付額に達しない場合は、その合計額を交付額とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

また、実施要領第2の事業のうち、PCB使用照明器具の有無に係る調査事業については、一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が50万円を超えた場合は、50万円を上限とする。PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業については、一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団もしくは協会に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団もしくは協会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 財団もしくは協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書、又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

3 財団もしくは協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団もしくは協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団もしくは協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団もしくは協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団もしくは協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団もしくは協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団もしくは協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団もしくは協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 財団もしくは協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団もしくは協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 財団もしくは協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 財団もしくは協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団もしくは協会に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団もしくは協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団もしくは協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前十四号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 財団もしくは協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団もしくは協会に対し、

民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団もしくは協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団もしくは協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 財団もしくは協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- 三 財団もしくは協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団もしくは協会が行う弁済の効力は、財団もしくは協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団もしくは協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 財団もしくは協会は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立ち入り検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は財団もしくは協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団もしくは協会に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団もしくは協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 財団もしくは協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 財団もしくは協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の3（2）エの地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で財団もしくは協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、財団もしくは協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を財団もしくは協会に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条 財団もしくは協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事

業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団もしくは協会の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 財団もしくは協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間及び別表第4の第2欄に掲げる期間において、第3欄に掲げる報告頻度により二酸化炭素削減効果等について、第4欄に掲げる様式による事業報告書を第5欄に掲げる期限までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

- 第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第3号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第4号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第5号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第6号の規定に基づく状況報告、第8条第10号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第14号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団もしくは協会が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。
- 2 財団もしくは協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うこととする。
 - 3 財団もしくは協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり

電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて財団もしくは協会が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は財団もしくは協会が定める方法で手続きを行うことができる。

（情報管理及び秘密保持）

- 第18条 補助事業者は補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 財団もしくは協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団もしくは協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

- 第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団もしくは協会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月14日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において財団が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
<p>(1) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業</p> <p>① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置・改良を行う事業</p> <p>② 廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備設置・改良を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるもの（設備費及び業務費を除く）とする。）</p>	<p>財団もしくは協会が必要と認めた額</p>	<p>3分の1</p>
<p>(2) 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業</p> <p>①PCB使用照明器具の有無に係る調査事業</p>	<p>補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>		<p>10分の1</p>

<p>②PCB 使用照明器具を LED 照明に交換を行う事業</p>	<p>補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>		<p>3分の1</p>
------------------------------------	---	--	-------------

(注) PCB 廃棄物の運搬等の処理費用は対象外

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法</p>

		<p>定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計等に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計等を行う場合においてこれに要する人件費、賃金、社会保険料、旅費、需用費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費その他に要する費用をいい、委託により調査、設計等を行う場合においては委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容について</p>
	付帯工事費	
	機械器具費	
	測量及試験費	
設備費	設備費	
業務費	業務費	
事務費	事務費	

			<p>は別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
<table border="1" data-bbox="507 810 1436 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 810 571 862">号</th> <th data-bbox="571 810 1225 862">区 分</th> <th data-bbox="1225 810 1436 862">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 862 571 929">1</td> <td data-bbox="571 862 1225 929">5,000 万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1225 862 1436 929">6. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 929 571 1003">2</td> <td data-bbox="571 929 1225 1003">5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1225 929 1436 1003">5. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1003 571 1079">3</td> <td data-bbox="571 1003 1225 1079">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1225 1003 1436 1079">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>				号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1 事業区分	2 報告期間	3 報告頻度	4 報告様式	5 提出期限
(1) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業	5年間	毎月 ^{※注1}	様式第16	翌月末日
(2) 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業	3年間	毎年 ^{※注2}	様式第16	翌年度の4月30日

注1：事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

注2：初年度の報告は、補助事業が完了した日から翌年度3月末までの期間とする。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 補助対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる事業とする。

（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物高効率熱回収事業」という。）

②-1 廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等）の設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物燃料製造事業」という。）

②-2 廃棄物燃料を受け入る際に必要な設備設置・改良を行う事業（以下「廃棄物燃料受入事業」という。）

（2）中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

① PCB使用照明器具の有無に係る調査事業

② PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業

③ PCB使用照明器具の有無に係る調査事業及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業

2 補助対象事業の要件

（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

①廃棄物処理高効率熱回収事業、②-1 廃棄物燃料製造事業及び②-2 廃棄物燃料受入事業

1) 下表の左欄の対象設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること（湿重量ベースで廃棄物が処理物の半分以上を占めること。）。

対象設備	対象の条件																						
① 廃棄物高効率熱回収	<p>熱回収率が以下の表の値以上（施設規模により異なる）</p> <table border="0"> <tr><td>100 トン／日以下：</td><td>12%以上</td></tr> <tr><td>100 トン／日超：</td><td>14%以上</td></tr> <tr><td>150 トン／日超：</td><td>15.5%以上</td></tr> <tr><td>200 トン／日超：</td><td>17%以上</td></tr> <tr><td>300 トン／日超：</td><td>18.5%以上</td></tr> <tr><td>450 トン／日超：</td><td>20%以上</td></tr> <tr><td>600 トン／日超：</td><td>21%以上</td></tr> <tr><td>800 トン／日超：</td><td>22%以上</td></tr> <tr><td>1,000 トン／日超：</td><td>23%以上</td></tr> <tr><td>1,400 トン／日超：</td><td>24%以上</td></tr> <tr><td>1,800 トン／日超：</td><td>25%以上</td></tr> </table> <p>RDF発電、ガスリパワリング型廃棄物発電は対象としない。</p>	100 トン／日以下：	12%以上	100 トン／日超：	14%以上	150 トン／日超：	15.5%以上	200 トン／日超：	17%以上	300 トン／日超：	18.5%以上	450 トン／日超：	20%以上	600 トン／日超：	21%以上	800 トン／日超：	22%以上	1,000 トン／日超：	23%以上	1,400 トン／日超：	24%以上	1,800 トン／日超：	25%以上
100 トン／日以下：	12%以上																						
100 トン／日超：	14%以上																						
150 トン／日超：	15.5%以上																						
200 トン／日超：	17%以上																						
300 トン／日超：	18.5%以上																						
450 トン／日超：	20%以上																						
600 トン／日超：	21%以上																						
800 トン／日超：	22%以上																						
1,000 トン／日超：	23%以上																						
1,400 トン／日超：	24%以上																						
1,800 トン／日超：	25%以上																						
②-1 廃棄物燃料製造	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス製造量：300Nm³/日以上 ・ 発熱量：18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー回収率：60%以上 ・ 発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形燃料化：12.56MJ/kg（3,000kcal/kg）以上 液化：33.49MJ/kg（8,000kcal/kg）以上 ガス化：4.19MJ/Nm³（1,000kcal/Nm³）以上 RPF化：25.70MJ/kg（6,139kcal/kg）以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>																						

②-2 廃棄物燃料受入	<p>(ア) メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス製造量：300Nm³/日以上 ・ 発熱量：18.84MJ/Nm³(4,500kcal/Nm³)以上 <p>(イ) メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー利用率：60%以上 ・ 発熱量 <ul style="list-style-type: none"> 固形燃料化：12.56MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液化：33.49MJ/kg (8,000kcal/kg) 以上 ガス化：4.19MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上 R P F 化：25.70MJ/kg (6,139kcal/kg) 以上 <p>バイオエタノール及びバイオディーゼル製造は対象としない。</p>
-------------	---

- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を取得できること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条又は第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- 4) 災害廃棄物の処理体制（自治体との災害廃棄物の受け入れに関する協定が締結されている、地域防災計画に申請施設が位置づけられている、若しくは所属する団体等を通じて自治体との災害廃棄物処理に関する支援体制が構築されている等）が構築されている若しくは補助事業開始までに構築がされていること。なお、受け入れた実績があれば、実施計画書に記載すること。
- 5) 事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまで地域外から購入していた燃料経費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること。
- 6) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱については、申請に係る施設以外での活用方法（地域活性化との関連があること）又は製造された燃料の利用先が確定等している旨を証明できること。
- 7) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- 8) 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 9) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
 - ア) 情報公開等を行うに当たっては、17)に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑

応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を翌年度の4月末日までに財団に報告しなければならないこと。(稼働前)

- イ) 交付規程に規定する財産処分を制限する期間中は毎年度、17)に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた翌年度の4月末日までに大臣に報告しなければならないこと。(稼働後)
- 10) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 11) 事業者の取組として先進的であること。
- 12) 1)の表の左欄の①の対象設備においては、稼働開始後5年以内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定を都道府県知事または政令市長から受ける旨の誓約書を提出すること。
- 13) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 14) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 15) 事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。
- 16) 交付の対象となる事業の範囲
施設の新設、増設又は改良に係る事業とする。
- 17) 交付の対象となる設備の範囲
交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

基礎工事(土木建築工事に係る杭基礎等)や上屋等の土木建築に係る費用は、原則として、補助対象となる設備の範囲に含まない。ただし、ごみピット等の廃棄物処理に必要な設備の場合はこの限りではない。

① 廃棄物高効率熱回収事業

- ア) 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)
- イ) 燃焼設備・焼却残渣溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ) 燃焼ガス冷却設備
- エ) 発電設備
- オ) 熱供給設備
- カ) 排ガス処理設備
- キ) 通風設備
- ク) 灰出し設備
- ケ) 排水処理設備
- コ) 不燃物処理・資源化設備
- サ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ) 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備(前各号の設備と一体不可分であるものに限る。)

②-1 廃棄物燃料製造事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 焼結設備
- エ) 熔融設備
- オ) 破碎設備
- カ) 選別・分級設備
- キ) 圧縮設備
- ク) 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ) メタンガス貯留設備
- コ) 残さ物等処理設備
- サ) 油化設備
- シ) 排ガス処理設備
- ス) 固形化設備
- セ) 搬出設備
- ソ) 排水処理設備
- タ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- チ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

②-2 廃棄物燃料受入事業

- ア) 受入・供給設備（搬入・搬出路を除く）
- イ) 脱水・乾燥設備
- ウ) 破碎設備
- エ) 選別・分級設備
- オ) 圧縮設備
- カ) 燃焼設備（廃棄物燃料を焼却炉等へ投入する設備）
- キ) 貯留設備
- ク) 搬送設備
- ケ) 残さ物等処理設備
- コ) 換気、除じん、脱臭設備
- サ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

※ 上記に規定する要件等を満たしているか否かは、実施計画書等に基づき厳格に審査を行うものとする。

(2) 中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業

- ① PCB 使用照明器具の有無に係る調査事業（以下、「調査事業」という。）

1) PCB 使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査であること。

2) 本事業で発見された PCB 使用照明器具の処理を確実に行うこと。

PCB 使用照明器具を LED 照明器具に交換することにより生じる高濃度 PCB 使用安定器が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）で適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について以下の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

（ア）本事業で発見された高濃度 PCB 使用安定器について、本事業の実績報告書提出日までに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB 特別措置法」という。）第19条において準用する第8条に基づく届出を都道县市（都道府県及び PCB 特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

（イ）実績報告書提出日までに、JESCO への予備登録または搬入荷姿登録を完了させること。

（ウ）令和5年3月末までに、JESCO との処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者が責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

② PCB 使用照明器具を LED 照明に交換を行う事業（以下、「交換事業」という。）

1) 使用中の PCB 使用照明器具の交換であること。

2) ①に定める事業、安定器の銘板情報やメーカーへのヒアリング等により、照明器具の安定器に PCB が使用されていることが確実であること。

3) LED 照明器具への交換により生じる PCB 廃棄物の処理を確実に行うこと。

PCB 使用照明器具を LED 照明器具に交換することにより生じる高濃度 PCB 使用安定器が、JESCO で適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について以下の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

（ア）実績報告書提出日までに、PCB 特別措置法第8条に基づく届出を都道县市（都道府県及び PCB 特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

（イ）実績報告書提出日までに、JESCO への予備登録または搬入荷姿登録を完了させること。

（ウ）令和5年3月末までに、JESCO との処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者が責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

4) 交換する照明器具が LED 照明器具であること。

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。対象の照明器具を LED 照明器具に交換する際には、以下の（ア）～（イ）のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

(ア) 蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること（ただし、防爆型照明はこの限りではない）。

(イ) 低圧ナトリウム灯器具（トンネル用等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針別記21.に示されている道路照明（LED道路照明）と同程度の基準を満たしていること。

③ PCB使用照明器具の有無に係る調査及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業（以下、「調査交換事業」という。）

1) PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査及び調査により発見されたPCB使用照明器具の交換を一体的に行うこと。

2) LED照明器具への交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと。

PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCB使用安定器が、JESCOで適正に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について以下の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

(ア) 実績報告書提出日までに、PCB特別措置法第8条に基づく届出を都道県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に提出すること。

(イ) 実績報告書提出日までに、JESCOへの予備登録または搬入荷姿登録を完了させること。

(ウ) 令和5年3月末までに、JESCOとの処分委託契約を締結すること。（ただし、事業者が責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

3) 交換する照明器具がLED照明器具であること。

グリーン購入法第6条に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。

対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の（ア）～（イ）のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

(ア) 蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること（ただし、防爆型照明はこの限りではない）。

(イ) 低圧ナトリウム灯器具（トンネル用等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針別記21. に示されている道路照明（LED 道路照明）と同程度の基準を満たしていること。

3 補助金の交付を申請できる者（補助事業者）

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者（一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者に貸し渡しを行う、貸渡し（リース）を業とする者を含む。）であって、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

(2) 中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業

東日本地域の都道府県（注）で次のア～カに掲げる者、及びキに該当する者とする。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める中小企業者

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち中小企業規模相当のもの

ウ 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当のもの

エ 地方公共団体のうち中小企業規模相当のもの

オ 個人事業主又は個人

カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者

キ 上記（ア）から（カ）に対してリース方式により LED 照明器具を導入する民間企業

（注）北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

4 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握し、この規程及び財団もしくは協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を

廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させる場合がある。

7 リース

リースを活用する場合、リース事業者はリース契約期間にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数期間中、補助事業で計画した事業及び二酸化炭素の削減を責任をもって行うことを前提として、対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。

また、一件の申請において購入とリース契約に分けること及び複数のリース会社を利用することはできない。

- (1) リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- (2) 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- (3) リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。

なお、リース契約期間満了後、貸渡先事業者に所有権を移転した場合、貸渡先事業者は、法定耐用年数期間中、補助対象設備を処分する場合は、交付規程第8条第十四号に準拠すること。

- (4) 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- (5) 日本国内で使用する廃棄物処理施設及び対象機器を設置する貸渡し契約であること。
- (6) 中古品の対象設備をリースする契約でないこと。
- (7) 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。
- (8) 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。